

「労働局における個別労働紛争のあっせんと調停について」

社会保険労務士総合研究機構 所長

松山大学 法学部 村田毅之

tymurata@g.matsuyama-u.ac.jp

1 はじめに

人事・労務の役割が今後ますます重要

ウイズコロナ下のニューノーマル時代への対応

多様な雇用形態、新たな勤務体制の確立

パワハラ問題への制度整備は喫緊の課題

2 個別労働関係紛争解決制度の現状

（2020年：厚労省 HP「総合労働相談コーナーのご案内」『他の紛争解決機関』）

(1) 個別労働関係紛争解決制度の現状（2020年度）

	社労士会	労働局（個労法）	労働審判	都道府県労委
愛媛	2	32（127）	19	4【1】
広島	1	56（171）	61	7【3】
香川	0	12（58）	22	6【2】
東京	5	794（383）	1210	—【172】
全国	68	4255（9130）	3907《3960》	284【506】

民事通常訴訟：和解 60.7%（35.3%）勝訴 63.2%（86.7%）15.9月（9.9月）

(2) 雇用機会均等法等に基づく紛争解決の援助及び調停の現状（2020年度）

	均等法	労推法	パ・有法	育介法	障雇法	合計
助言・指導・勧告	234	308	48	169	12	771
調停	68	126	16	15	5	230

3 都道府県労働局におけるあっせんと調停

(1) 都道府県労働局における個別労働関係紛争解決制度の展開

- 1986年施行 雇用機会均等法 機会均等調停委員会
- 2001年施行 個別労働紛争解決促進法 紛争調整委員会
- 2008年施行 パート（・有期）労働法
- 2010年施行 育児介護休業法
- 2016年施行 障害者雇用促進法
- 2020年施行 労働者派遣法 2020年施行 労働施策総合推進法

(2) 都道府県労働局における個別労働関係紛争解決制度の体制

① 雇用環境・均等室所管

個別労働紛争解決促進法 「調停会議」対象外の個別労働紛争 あっせん

- ・雇用機会均等法 「機会均等調停会議」（18条、16条）
- ・パート・有期労働法 「均衡待遇調停会議」（25条、23条）
- ・育児介護休業法 「両立支援調停会議」（52条の5及び3）
- ・労働施策総合推進法 「優越的言動問題調停会議」（30条の6及び4）

② 職業安定部所管

- ・障害者雇用促進法 「障害者雇用調停会議」（74条の7及び5）
- ・労働者派遣法 「派遣労働者待遇調停会議」（47条の8及び6）

(3) 「あっせん」と「調停」の違い（労調法では「斡旋」と表記）

4 パワーハラスメントに関する紛争への対応における留意点

- #### (1) 「優越的言動問題調停会議」による調停の運用 定義（30条の2・1項）
- 調停開始 117件 調停案受諾勧告 6件解決 6件（5%） 受諾勧告前の和解 24件

(2) パワーハラスメントに関する紛争への対応における留意点

予防＝労働施策総合推進法の遵守、指針に沿った防止措置の徹底
裁判所の手続（労働審判や民事通常訴訟）に至る前に解決

5 おわりに

社労士の専門性の価値を再認識し、日本の労働現場からハラスメントを根絶

以上